

# 請求書

公職選挙法第49条第2項の規定により、和歌山県知事選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

和歌山県東牟婁郡串本町 番地

令和 年 月 日

氏名

串本町選挙管理委員会委員長 橋本新蔵様

備考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、明確に記載してください。
- 3 郵便等投票証明書を必ず提示してください（郵便等により請求書を提出する場合は、同封してください。）。
- 4 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、公職選挙法施行令第59条の4第3項の申請をする場合は、余白部分に「引続居住」と記載してください。